

岐阜県公報

第 七 百 十 三 号
令和 八 年 八 月 二 十 五 日
(火曜日)

目 次

人事委員会規則

○岐阜県職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会) 三三五^{ページ}

告 示

○土砂災害警戒区域の指定解除

(砂 防 課) 三六五

○土砂災害特別警戒区域の指定解除

(同) 三六五

○土砂災害警戒区域の指定

(同) 三六六

○土砂災害特別警戒区域の指定

(同) 三六六

人事委員会規則

岐阜県職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年八月二十五日

岐阜県人事委員会

委員長 栗 山 知

岐阜県人事委員会規則第十八号

岐阜県職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員等旅費条例施行規則（昭和三十三年岐阜県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十三条から第二十四条までを削り、第二十五条を第三十五条とする。

第十二条の見出し中「精算期間等」を「精算に係る期間」に改め、同条第一項中「第十三条第二項」を「第七条第二項」に、「完了後五日以内」を「完了した日の翌日から起算して五日間」に改め、同条第二項中「第十三条第三項」を「第七条第三項」に改め、同条第三項を削り、同条を第十四条とし、同条の次に次の二十条を加える。

(給与の種類)

第十五条 旅費条例第七条第四項及び第二十八条第二項に規定する給与の種類は、岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十三年岐阜県条例第二十九号。以下「勤務条件条例」という。）に規定する給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（勤務条件条例第二十条の四の規定による手当を含む。）、へき地手当、産業教育手当、定時制通信教育手当、農林漁業普及指導手当及び義務教育等教員特別手当又はこれらに相

当する給与とする。

(鉄道賃に係る鉄道)

第十六条 旅費条例第九条第一項に規定する人事委員会規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 鉄道事業法第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの

二 軌道法第一条第一項に規定する軌道に類するもの

三 外国における前二号に掲げるものに相当するもの

(船賃に係る船舶)

第十七条 旅費条例第十条第一項に規定する人事委員会規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 海上運送法第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するもの

二 外国における前号に掲げるものに相当するもの

(航空賃に係る航空機)

第十八条 旅費条例第十一条第一項に規定する人事委員会規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 航空法第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するもの

二 外国における前号に掲げるものに相当するもの

(特定航空移動等)

第十九条 旅費条例第十一条第二項第一号に規定する人事委員会規則で定めるものは、

一の旅行区間における飛行時間が八時間以上の移動とする。

2 旅費条例第十一条第二項第三号に規定する人事委員会規則で定めるものは、一の旅行区間における飛行時間が二十四時間以上の移動とする。

(自家用自動車を利用する移動に要する費用等)

第二十条 旅費条例第十二条第四号に規定する人事委員会規則で定める費用は、路程一キロメートルにつき二十五円として計算した費用とする。

2 内国旅行の旅費の計算上必要な前項の路程の計算は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める路程により行うものとする。

一 岐阜県内の旅行 岐阜県管内キロ程表に掲げる路程

二 岐阜県外の旅行 実測その他信頼するに足る方法により計測された路程

3 前項の規定により路程を計算しがい場合には、同項の規定にかかわらず、地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者の証明により路程を計算

することができる。

4 第二項の規定により路程を計算する場合には、岐阜県内の旅行にあつては当該旅行の出発箇所又は目的箇所の存する市町村内(当該出発箇所又は目的箇所が第六条に規定する地域に存する場合にあつては、当該地域内)における県庁、総合庁舎、市役所又は町村役場(市役所又は町村役場の支所等を含む。)で岐阜県管内キロ程表に掲げるものを、岐阜県外の旅行にあつては出発箇所又は目的箇所を起点とする。

5 外国旅行の旅費の計算上必要な第一項の路程の計算は、前三項の規定の趣旨に準じて行うものとする。

(近距離の旅行に係る鉄道賃等の制限)

第二十一条 出発する在勤公署又は住所若しくは居所から二キロメートル以内の地域内における旅行については、鉄道賃、船賃及びその他の交通費は支給しない。

(宿泊費基準額等)

第二十二条 旅費条例第十三条に規定する人事委員会規則で定める額は、国家公務員等の旅費支給規程(昭和二十五年大蔵省令第四十五号。以下「省令」という。)別表第二の区分の欄に掲げる地域等の区分に応じ、それぞれ同表の職務の級が十級以下の者の欄に掲げる額とする。

2 旅費条例第十三条ただし書に規定する人事委員会規則で定める場合は、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であつて、旅行命令権者が次の各号(内国旅行の場合にあつては、第五号を除く。)のいずれかに該当するものと認めるときとする。

一 会議、式典その他諸行事において主催者から宿泊施設の指定があり、当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。

二 知事等の旅行に同行する者が知事等と同一の宿泊施設に宿泊しなければ公務の運営上支障があるとき。

三 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

四 児童又は生徒(以下この号において「児童等」という。)の修学旅行、林間学校、臨海学校等(学校が計画し、かつ、実施するものに限り。)の旅行に付き添い、又は引率し、宿泊施設において行動を共にするため、児童等と同一の宿泊施設に宿泊しなければ公務の運営上支障があるとき。

五 為替相場の変動その他旅行命令等を発した時には通常予見することのできない事

情があつたとき。

(宿泊手当の定額等)

第二十三条 旅費条例第十五条に規定する人事委員会規則で定める一夜当たりの定額は、省令別表第三に規定する額とする。

2 宿泊手当の額は、旅費条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の三分の二の額

二 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の三分の一の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前二項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、省令別表第三に規定する額とする。ただし、旅費条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の三分の一の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、旅費条例第十五条及び前三項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

(転居費の算定方法等)

第二十四条 旅費条例第十六条に規定する人事委員会規則で定める方法は、次に掲げる方法とし、旅行命令権者が次の各号のいずれかの運送のみでは旅行することが困難と認めるときは、現に運送を行った各号の規定により算定した額の合計額とする。ただし、外国旅行においては、省令別表第四に規定する容積又は重量のうち、在外公館長以外の者に適用されるものの範囲内において算定した額とする。

一 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

二 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

三 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第八十条第一項の許可を受

けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

2 前項の方法による算定に当たつては、旅費条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の県費による支給が適当でない費用として任命権者が定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前二項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(近距離の転居に係る転居費等の制限)

第二十五条 同一市町村内（東京都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域内）又は出発する住所若しくは居所から二キロメートル以内の地域内における在勤公署の変更に伴う旅行については、任命権者が指定する宿舍への入居又は退去を命ぜられて赴任する場合を除くほか、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。

(渡航雑費の細則)

第二十六条 旅費条例第十九条に規定する人事委員会規則で定める費用は、次に掲げる費用（公務のため特に必要とするものに限り。）とする。

一 保険料

二 医薬品の購入に係る費用

三 健康診断その他の医療機関での受診に係る費用

四 電子渡航認証に係る費用

五 旅費条例第十九条に規定する費用に類し、又は付随する費用

六 前各号に掲げる費用のほか、旅行者の負担とすべきでないものとして任命権者が定める費用

(死亡手当の定額)

第二十七条 旅費条例第二十条に規定する人事委員会規則で定める定額は、省令別表第五に規定する額とする。

(退職者等の旅費の細則)

第二十八条 旅費条例第二十二條第一項に規定する人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

一 旅費条例第三条第二項第一号の規定により旅費を支給する場合は、次に掲げる旅

2

- イ 職員が出張のための内国旅行中に退職等となつた場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費
- ロ 職員が赴任のための内国旅行中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費
- 本邦に出張のための外国旅行中の外国在勤の職員が旅費条例第三条第二項第一号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、当該職員の本邦への出張における出張地を旧在勤地とみなして前号イの規定に準じた旅費のほか、次号ハ又はニ及び次項の規定に準じた旅費
- 旅費条例第三条第二項第四号の規定により旅費を支給する場合は、次に掲げる旅費
- イ 外国在勤の職員がその在勤地において退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として旧在勤地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費（着後滞在費を除く。）
- ロ 本邦在勤の職員が出張のための外国旅行中に退職等となつた場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として出張地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費
- ハ 外国在勤の職員が出張のための外国旅行中に退職等となり、出張地から旧在勤地を経由しないで当該退職等に伴う旅行をした場合には、次に掲げる旅費
- (1) ロの規定に準じた旅費
- (2) 家財又は家族を旧在勤地から本邦に移転する必要がある場合には、(1)に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として旧在勤地から本邦内の地に旅行するものとして算定した転居費及び家族移転費
- ニ 外国在勤の職員が出張のための外国旅行中に退職等となり、出張地から旧在勤地を経由して当該退職等に伴う旅行をした場合には、次に掲げる旅費
- (1) 出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として出張地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費
- (2) イの規定に準じた旅費
- 前項第三号の規定に該当する場合を除くほか、職員が外国旅行中において退職等と

なつた場合において旅費条例第三条第二項第四号の規定により支給する旅費は、前項第三号の規定に準じて旅行命令権者が人事委員会に協議して定めるものとする。

（遺族等の旅費の細則）

第二十九条 旅費条例第二十三条に規定する人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

本邦在勤の職員が旅費条例第三条第二項第二号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費

イ 職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

ロ 職員が赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、イに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

二 本邦に出張のための外国旅行中の外国在勤の職員が旅費条例第三条第二項第二号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、第四号イの規定に準じた旅費

三 旅費条例第三条第二項第三号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から居住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）

四 旅費条例第三条第二項第五号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費

イ 出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

口 職員が赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、イに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

五 旅費条例第三条第二項第六号の規定により支給する旅費は、赴任の例に準じ、職員が居住地から居住地（本邦内の地に限る。）に旅行するものとして算定した転居費及び家族移転費（着後滞在費に相当する部分を除く。）

六 旅費条例第三条第二項第七号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

2 遺族が前項第一号から第五号までに掲げる旅費の支給を受ける順位は、旅費条例第二
 二条第一項第十一号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。
 （旅費の調整）

第三十条 旅費条例第二十六条第一項に規定するこの条例又は旅費に関する他の条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合とは、次の各号に掲げる場合のように、旅費条例の規定による旅費（以下「正規の旅費」という。）を支給することが旅費計算の建前に照らして適当でない場合をいい、その場合においては、各任命権者は、当該各号に掲げる基準により旅費の調整を行うものとする。

一 旅行者が次のイからニまでのいずれかに該当する行程を含む旅行をしたため、正規の鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費を支給することが適当でない場合には、当該行程に係る正規の鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費の全額を支給しないものとする。

イ 公用の自動車等を運転する行程

ロ 他の旅行者が運転する自動車等に同乗する行程

ハ 乗車券の交付を受ける等により交通機関を無料で利用する行程

ニ イからハまでのほか、移動に要する経費を旅行者が負担しない行程

二 旅行者が当該旅行者又はその親族若しくは知人の住居に宿泊した場合には、宿泊費は支給しないものとする。

三 県の経費以外の経費から旅費が支給されるため、正規の旅費を支給することが適当でない場合には、当該旅費のうち県の経費以外の経費から支給される旅費に相当する旅費は、これを支給しないものとする。

（通勤手当との調整）

第三十一条 旅行者が勤務条件条例第十二条の六に規定する通勤手当又はこれに相当する給与（以下この条において「通勤手当等」という。）の支給を受けている場合であつて、旅行の経路に当該通勤手当等の区間が含まれるときは、その重複する区間に係る旅費は支給しないものとする。

（在勤公署等以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費）

第三十二条 在勤公署（常時勤務する在勤公署のない場合又は旅行命令権者が認める場合には、住所、居所その他旅行命令権者が認める場所。次項において同じ。）又は旅行地（以下この項において「在勤公署等」という。）以外の地（任命権者が人事委員会と協議して定める地に限る。以下この項において同じ。）を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、在勤公署等以外の地から目的地に至る旅費の額と在勤公署等から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

2 既に旅行している者が、旅行地から在勤公署以外の地（任命権者が人事委員会と協議して定める地に限る。以下この項において同じ。）を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から在勤公署以外の地に至る旅費の額と旅行地から在勤公署に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

（本邦通過の場合の旅費）

第三十三条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、内国旅行の規定による。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃については、外国旅行の規定による。

2 前項本文の場合において、旅費条例第十八条第一項第一号の規定の適用については、本邦出発の場合にはその外国への出発地を新居住地又は居住地とみなす。

（年度経過等による区分）

第三十四条 移動中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過、職務の級の変更等の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。

第十条の二及び第十一条を削る。

第十条中「旅行者が」を「旅行者は、」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項又は記録事項等）

第十三条 旅費条例第七条第一項に規定する請求書の種類は、次に掲げるものとする。

一 次号から第五号までに規定する旅費以外の旅費を請求する場合には、出張旅費に相当する金額の請求書

二 旅費条例第三条第一項に規定する赴任に係る旅費又は同条第二項第一号若しくは第四号の規定により転居費、着後滞在費、家族移転費若しくはこれらに相当するものが含まれる旅費に相当する金額を請求する場合には、赴任旅費に相当する金額の請求書

三 旅費条例第三条第二項（第一号及び第四号を除く。）に係る旅費を請求する場合には、死亡時旅費に相当する金額の請求書

四 旅費条例第三条第五項に係る旅費を請求する場合には、旅費に相当する金額の損失請求書

五 旅費条例第三条第六項に係る旅費を請求する場合には、旅費に相当する金額の喪失請求書

六 旅費条例第三条第七項に係る旅費に相当する金額を請求する場合には、当該金額に係る旅費に応じた前各号に掲げる請求書

2 旅費条例第七条第一項に規定する必要な添付書類の種類は、別表第二のとおりとする。ただし、旅行役務提供者が旅費に相当する金額を請求する場合には、第四項に規定する請求書に相当するものをもつて、同表に規定する額を証明するに足る書類又はその支払を証明するに足る書類に代えることができる。

3 旅費条例第七条第五項に規定する記載事項又は記録事項は、別表第三の上欄に掲げる請求書の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる事項及び別表第四の上欄に掲げる種目の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

4 旅行役務提供者が旅費に相当する金額を請求する場合において、別表第三中「請求者」とあるのは、「旅行者」と読み替えるものとする。この場合において、前項で定める記載事項又は記録事項に準ずる内容が記載され、又は記録され、かつ、支出命令権者等が認めた請求書に相当するもの（請求する者の名称又は氏名及び住所が記載されたものに限る。）をもつて、第一項第六号に掲げる請求書に代えることができる。

5 旅行命令権者及び支出命令権者等は、旅行者又は旅行役務提供者が請求書を出した場合には、その請求内容が適切であることを確認するものとする。

6 前項の場合において、請求書を出した者が旅行役務提供者であるときは、旅行命令権者及び支出命令権者等は、旅行者に対して必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

7 支出命令権者等は、旅費を支給し、又は旅費に相当する金額を支払った場合には、請求書に支給先又は支払先及び支給年月日又は支払年月日を記載し、又は記録するものとする。

8 第九条第五項の規定は、本条に規定する請求書について準用する。
第七条から第九条までを削る。

第六条の見出し中「旅費喪失の」を「旅費額を喪失した」に改め、同条中「の規定により支給する旅費の額は、次の各号に掲げる額」を「に規定する人事委員会規則で定める金額は、次に掲げる金額」に改め、同条ただし書を削り、同条第一号中「輸送機関」を「交通手段」に、「乗船券等の切符類」を「乗船券、航空券等」に改め、「（以下「切符類」という。）」を削り、「以下本条」を「次号」に改め、同条第二号中「免がれた」

を「免れた」に改め、「切符類については、購入金額のうち未使用部分に相当する金額」を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

旅費条例第三条第六項に規定する人事委員会規則で定める事情は、次に掲げる事情とする。

一 交通事故その他の旅費条例第三条第六項に規定する者の責めに帰することができる事情

二 前条第一項第二号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

第六条を第八条とし、同条の次に次の三条を加える。

（旅行命令簿等の記載事項又は記録事項）

第九条 旅費条例第四条第四項に規定する人事委員会規則で定める事項は、発令年月日出発地、用務、用務先、到着地、旅行期間及び旅行命令権者の職名とする。

2 旅行命令簿は、旅行命令権者が職員ごとに作成し、前項に定める事項のほか、所属部局課、職名、氏名及び支給額を記載し、又は記録する。

3 旅行依頼簿は、旅行命令権者が旅行者ごとに作成し、第一項に定める事項のほか、所属団体又は所属部局課、住所又は居所、職名、氏名及び支給額を記載し、又は記録する。

4 旅行命令簿等は、備考欄を設け、旅行命令等の変更をする場合には、旅行命令等の変更の事実及び変更前の旅行命令等の発令年月日を記載し、又は記録する。

5 旅行命令簿等は、旅費システム（電子計算機を用いて、旅行命令、旅費計算、旅費請求その他の旅費管理を総合的に行うための情報システムをいう。）により作成された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもつて代えることができる。

（旅行命令等の通知）

第十条 旅行命令権者は、旅費条例第四条第五項に定める場合を除き、旅行命令等を発し、又はその変更をした場合には、速やかに前条第一項で定める事項を支出命令権者等に通知しなければならない。

（口頭による旅行命令等）

第十一条 旅費条例第四条第五項に規定する人事委員会規則で定めるものは、全ての行

程が徒歩による旅行とする。

第五条を削り、第四条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（旅行命令等の変更を受けた場合等における旅費）

第七条 旅費条例第三条第五項に規定する人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 旅費条例第三条第二項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

二 旅費条例第三条第一項及び第二項（第一号及び第四号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について旅費条例第十六条、第十八条第一項及び第二十二条第二項の規定に基づく旅費の支給を受けることができる場合であつて、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

2 旅費条例第三条第五項に規定する人事委員会規則で定めるものは、旅費条例第二十六條第二項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。

一 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）については、旅費条例第九条第一項各号、第十条第一項各号、第十一条第一項各号及び第十二条各号に掲げる各費用について、当該各条及び旅費条例第六条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続をとつたにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとつたにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額

二 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費については、当該各種目について旅費条例第六条、第十三条、第十四条、第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第十九条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続をとつたにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとつたにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額

三 前二号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額

第三条中「第二条第一項第六号」を「第二条第一項第八号」に、「人事委員会規則

で定める職員」を「人事委員会規則で定める職員」に改め、同条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（旅費条例第二条第一項第十二号に規定する人事委員会規則で定める者等）

第五条 旅費条例第二条第一項第十二号に規定する人事委員会規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条の四第一項に規定する旅行者業者

二 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十三条第一項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第四条に規定する軌道経営者

三 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二十三条の三第二項に規定する船舶運航事業者

四 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業を経営する者

五 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第九条第七項第三号に規定する一般旅客自動車運送事業者

六 旅館業法（昭和二十三年法律第三十八号）第二条第一項に規定する旅館業を営む者

七 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第七条第一項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第五十条第一項に規定する貨物利用運送事業者

八 外国における前各号に掲げる者に相当するもの

九 割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）第三十一条に規定する登録包括信用購入あつせん業者（県との契約によりカード等（同法第二条第三項第一号に規定するカード等をいう。次項において同じ。）を前各号に掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために旅行者に提供する場合に限る。）

2 旅費条例第二条第一項第十二号に規定する人事委員会規則で定めるものは、役務及びカード等とする。

第二条中「第二条第一項第三号」を「第二条第一項第五号」に、「附属の島」とは「人事委員会規則で定める附属の島は」に、「をいう」を「とする」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（用語）

合併前において揖斐郡藤橋村(徳山を除く。)であつた地域
合併前において揖斐郡藤橋村徳山であつた地域

域		合併前において揖斐郡藤橋村であつた地域		に改める。	
を					
別表第二(第一号様式) から別表第四までを削り、別表に次の三表を加える。 別表第二 請求書に添付する書類(第十三条関係)					
区 分		添付する書類			
一 鉄道賃	旅費条例第九条第一項第一号に掲げる運賃(運賃の等級が区分された鉄道による移動に限る。)	運賃の等級及び額を証明するに足る書類 その支払を証明するに足る書類			
二 船賃	旅費条例第十条第一項第一号に掲げる運賃(運賃の等級が区分された船舶による移動に限る。)	運賃の等級及び額を証明するに足る書類 その支払を証明するに足る書類			
三 航空賃	旅費条例第十条第一項第二号から第四号までに掲げる費用 旅費条例第十一条第一項第一号に掲げる運賃	運賃の等級及び額を証明するに足る書類 その支払を証明するに足る書類 その支払を証明するに足る書類			
四 その他の交通費	旅費条例第十一条第一項第二号及び第三号に掲げる費用	その支払を証明するに足る書類(旅費条例第十二条第一号から第三号まで及び第五号に掲げる費用を含む場合に限る。)			
五 宿泊費		その支払を証明するに足る書類 第二十二条第二項各号のいずれかに該当する			

六	包括宿泊費	その支払を証明するに足る書類 その移動に係る交通費の内容を証明するに足る書類
七	転居費	その支払を証明するに足る書類 転居を証明する書類 同居する家族であることを証明する書類（家族の転居に要する費用を含む場合に限り。） 旅費条例第十八条第一項第二号イ又はロに規定する許可を証明するに足る書類（同号イ又はロに規定する場合に該当するときに限り。） 旅費条例第十八条第二項に規定する延長の許可を証明するに足る書類（同項に該当する場合に限り。）
八	着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）	その支払を証明するに足る書類 第二十二條第二項各号のいずれかに該当することを証明するに足る書類
九	家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）	その支払を証明するに足る書類 移転を証明する書類 同居する家族であることを証明する書類 第二十二條第二項各号のいずれかに該当することを証明するに足る書類 旅費条例第十八条第一項第二号イからニまでのいずれかに規定する許可を証明するに足る書類（同号イからニまでのいずれかに規定する場合に該当するときに限り。）
十	渡航雑費	その支払を証明するに足る書類
十一	旅費条例第二十二條に規定する旅費	請求する種目に相当するものに応じた第一号から前号までに掲げる書類 退職等の事由を証明する書類 所定の期間内に帰住又は退職等に伴う旅行をしたことを証明するに足る書類 旅行中に又は外国の在勤地において退職等となつたことを証明する書類

十二	死亡時旅費に相当する金額の請求書により請求する旅費	請求する種目に相当するものに応じた第一号から第十号までに掲げる書類 職員、配偶者又は子の死亡及びその死亡地を証明する書類 帰住を証明する書類（遺族が帰住した場合に限り。） 遺族であることを証明する書類（請求者が遺族である場合に限り。）
十三	旅費に相当する金額の損失請求書により請求する旅費	損失となる金額又は支出を要する金額を証明するに足る書類 旅行命令等の変更、旅費条例第三条第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる者の死亡又は第七条第一項各号に掲げる場合に該当することを証明する書類 同居する家族であることを証明する書類（転居費のうち家族の転居に要する費用又は家族移転費に相当するものを含む場合に限り。） 天災又は第八条第一項各号に掲げる事情により旅費額を喪失したことを証明するに足る書類 喪失額を証明するに足る書類
十四	旅費に相当する金額の喪失請求書により請求する旅費	請求する種目に相当するものに応じた第一号から第十号までに掲げる書類 旅費条例第二十七條の規定に該当することを証明するに足る書類
十五	旅費条例第二十七條に規定する旅費	請求する種目に相当するものに応じた第一号から第十号までに掲げる書類 旅費条例第二十七條の規定に該当することを証明するに足る書類

別表第三 旅費の請求に係る記載事項又は記録事項（請求書）（第十三条関係）

区 分	記 載 事 項 又 は 記 録 事 項
出張旅費に相当する金額の請求書	請求者の所属部局課又は所属団体、職名及び氏名 旅行日ごとに出発地、経路、到着地、宿泊地（宿泊した場合に限る。以下この表において同じ。）、種目及びその金額 請求年月日 請求額
赴任旅費に相当する	請求者の所属部局課、職名及び氏名

る金額の請求書	旅行日ごとに出発地、経路、到着地、宿泊地、種目及びその金額 請求年月日 請求額
死亡時旅費に相当する金額の請求書	請求者の住所、死亡者との続柄及び氏名並びに死亡者の所属部局課、職名及び氏名（これらについては、請求者が遺族である場合に限る。） 請求者の所属部局課、職名及び氏名並びに死亡者の請求者との続柄及び氏名（これらについては、請求者が職員である場合に限る。） 請求額 種目及びその金額 請求年月日
旅費に相当する金額の損失請求書	請求者の所属部局課、職名及び氏名（これらについては、請求者が職員である場合に限る。） 請求者の住所、職名との続柄及び氏名（これらについては、請求者が遺族である場合に限る。） 請求者の所属団体、職名及び氏名（これらについては、請求者が職員及び遺族以外である場合に限る。） 請求額 種目及びその金額 損失事由 請求年月日
旅費に相当する金額の喪失請求書	請求者の所属部局課又は所属団体、職名及び氏名 請求額 喪失以後の旅行に必要な旅費額、喪失を免れた旅費額及び差引額 喪失以後の旅行に必要な旅費について、旅行日ごとに出発地、経路、到着地、宿泊地、種目及びその金額 喪失事由 請求年月日

備考

一 旅行日ごとに記載し、又は記録する事項は、請求の内容が同一である、又は複数の旅行日にわたる旅費である場合には、複数の旅行日をまとめて記載することができる。

二 請求書は、備考欄を設け、旅費の計算上参考となる事項を記載し、又は記録する

ることができる。

別表第四 旅費の請求に係る記載事項又は記録事項（種目）（第十三条関係）

区 分	記 載 事 項 又 は 記 録 事 項
一 鉄道賃	旅費条例第九条第一項第一号に掲げる運賃、同項第二号から第四号までに掲げる料金及び同項第五号に掲げる費用の各金額並びに合計金額
二 船賃	旅費条例第十条第一項第一号に掲げる運賃、同項第二号及び第三号に掲げる料金及び同項第四号に掲げる費用の各金額並びに合計金額
三 航空賃	旅費条例第十一条第一項第一号に掲げる運賃、同項第二号に掲げる座席指定料金及び同項第三号に掲げる費用の各金額並びに合計金額
四 その他の交通費	金額
五 宿泊費	夜数及び金額
六 包括宿泊費	夜数及び金額
七 宿泊手当	夜数及び定額
八 転居費	金額
九 着後滞在費	宿泊費に係る夜数及び金額、宿泊手当に係る夜数及び定額並びにこれらの合計金額
十 家族移転費	第一号から第七号まで及び第九号の例に準じた記載事項又は記録事項、合計金額並びに旅行人員
十一 渡航雑費	金額
十二 死亡手当	定額

附 則

この規則は、令和八年十月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第四百十号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十年岐阜県告示第百六十五号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和八年八月二十五日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
東和泉	加茂郡白川町和泉 （次の図に示すとおりとする。）	急傾斜地の崩壊
白北保育園	加茂郡白川町坂ノ東 （次の図に示すとおりとする。）	急傾斜地の崩壊
むつみ	加茂郡白川町下佐見 （次の図に示すとおりとする。）	急傾斜地の崩壊
久室日向山	加茂郡白川町下佐見 （次の図に示すとおりとする。）	急傾斜地の崩壊
田代東谷	加茂郡白川町河岐 （次の図に示すとおりとする。）	土石流
初屋谷	加茂郡白川町黒川 （次の図に示すとおりとする。）	土石流
広島上谷	加茂郡白川町坂ノ東 （次の図に示すとおりとする。）	土石流
大洞谷	加茂郡白川町坂ノ東 （次の図に示すとおりとする。）	土石流
中根谷	加茂郡白川町三川 （次の図に示すとおりとする。）	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十年岐阜県告示第百六十七号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和八年八月二十五日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
東和泉	加茂郡白川町和泉 （次の図に示すとおりとする。）	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおりとする。
白北保育園	加茂郡白川町坂ノ東 （次の図に示すとおりとする。）	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおりとする。
むつみ	加茂郡白川町下佐見 （次の図に示すとおりとする。）	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおりとする。
久室日向山	加茂郡白川町下佐見 （次の図に示すとおりとする。）	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおりとする。
田代東谷	加茂郡白川町河岐 （次の図に示すとおりとする。）	土石流	次の図に示すとおりとする。
初屋谷	加茂郡白川町黒川 （次の図に示すとおりとする。）	土石流	次の図に示すとおりとする。
広島上谷	加茂郡白川町坂ノ東 （次の図に示すとおりとする。）	土石流	次の図に示すとおりとする。
大洞谷	加茂郡白川町坂ノ東 （次の図に示すとおりとする。）	土石流	次の図に示すとおりとする。

中根谷
加茂郡白川町三川
(次の図に示すとおりとする。)

土石流

次の図に示すとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県可茂土木事務所及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので同条第四項の規定により告示する。

令和八年八月二十五日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
東和泉	加茂郡白川町和泉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
白北保育園	加茂郡白川町坂ノ東	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
むつみ	加茂郡白川町下佐見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
久室日向山	加茂郡白川町下佐見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田代東谷	加茂郡白川町河岐	次の図のとおり	土石流
初屋谷	加茂郡白川町黒川	次の図のとおり	土石流
広島上谷	加茂郡白川町坂ノ東	次の図のとおり	土石流
大洞谷	加茂郡白川町坂ノ東	次の図のとおり	土石流
中根谷	加茂郡白川町三川	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県可茂土木事務所及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和八年八月二十五日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
東和泉	加茂郡白川町和泉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
白北保育園	加茂郡白川町坂ノ東	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
むつみ	加茂郡白川町下佐見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
久室日向山	加茂郡白川町下佐見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中根谷	加茂郡白川町三川	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

令和八年八月二十五日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐阜文芸社